

小樽市定額減税不足額給付金給付事業 業務委託公募型プロポーザル募集要領

1 委託業務名

小樽市定額減税不足額給付金給付事業業務

2 選定の方法

上記1の業務を実施するに当たり、提案書の公募によるプロポーザル方式により、受託者を選定する。

3 委託業務の概要

(1) 業務内容

市民等からの問合せに対応するコールセンター業務及び給付金の給付事務を行う「小樽市不足額給付金事務センター」を開設する。詳細は基本仕様書を参照のこと。

(2) 委託期間

契約締結日から令和7年12月26日まで（予定）

※ 国における制度運用の変更などにより、契約期間を変更する場合がある。

(3) 支出予定委託料

35,000千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とする。

(4) 委託者

小樽市

(5) 支払方法

受託者は、業務完了後に提出する報告書等の検査終了後、委託料を市に請求するものとし、市は、受託業者の適法な請求書を受領してから30日以内に支払う。

(6) 契約保証金

上記(3)の10/100以上の額

ただし、小樽市契約規則（平成8年市規則第27号。以下「契約規則」という。）第3条第3項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

4 仕様書等の取得方法

小樽市ホームページからダウンロードすること。

5 応募資格

次の全ての条件を満たすものであること

(1) 小樽市又は小樽市近郊に事務所を有すること。

(2) 法人格を有していること。

※ 本プロポーザルは、コンソーシアム（共同企業体）での参加は想定していない。

- (3) 個人情報保護及び情報セキュリティに関する第三者認証（プライバシーマーク、ISO27001（ISMS）、TRUSTe等）を取得していること。
- (4) 小樽市とのデータ收受等のために受託者がLGWAN-ASPサービスの提供が可能であること（LGWAN-ASPサービスについて、特に小樽市から指定するアプリケーションやサービス等はない。）。
- (5) 国又は地方公共団体において、同様の給付金業務に係る事務及びコールセンター運営の実績を有すること。
- (6) 申請書類受付日において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のほか、次に掲げるものに該当しないこと。
 - ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に規定する更生手続の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生計画許可の決定がされていない者
 - イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に規定する再生手続の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可の決定がされていない者
- (7) 申請書類受付日において、市税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (8) 申請書類受付日において、小樽市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (9) 役員の中に破産者及び禁固以上の刑に処された者がいないこと。
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

6 基本仕様書等に関する質問の受付及び回答

基本仕様書等について、不明な点がある場合は、質問書を提出すること。ただし、評価基準の配点等、審査に支障をきたす質問については受け付けない。

(1) 受付方法

質問書（様式第7号）をファクシミリ又は電子メールにて、令和7年5月16日（金）午後5時までに下記「10 提出先・問合せ先」へ送信すること。また、送信後に電話で着信を確認すること。

※ なお、参加申請書等については、ファクシミリ及び電子メールでの提出は認めない。

(2) 回答方法

質問書への回答については、令和7年5月19日（月）までに行うものとする。なお、質問者にはファクシミリ又は電子メールで回答するとともに、その内容について小樽市ホームページに掲載する。

7 参加申請書の提出等

(1) 提出方法

小樽市財政部市民税課（小樽市役所別館2階）まで、直接持参するか郵送

にて提出すること（メールは不可）。

(2) 提出書類

本公募に応募する事業者は、公募申込に関する提出書類一覧表（別紙1）に掲げる書類を提出すること。なお、提出に当たっては次の事項に留意すること。

ア 書類は原則A4版で作成し、図面などA4版を超えるものは折りたたむこと（企画提案書等について、ページ数等の制限は設けない。）。

イ フラットファイル等に書類を綴ること。

ウ 全体の目次を付け、各書類にページ番号を付けること。

エ 項目ごとに白紙の仕切り紙を挟み、目次と対応するインデックスを付けること。

オ 提出部数は正本1部、副本7部（コピー可）の8部とする。

※ 副本に社名を伏せる等の措置は不要

(3) 提出期限

令和7年5月23日（金）午後5時まで

(4) 辞退する場合

参加申請書等の提出後に辞退する場合は、ヒアリング審査の実施日の前日までに参加辞退届（様式第8号）を持参又は郵送の方法により提出すること（郵送の方法による場合は、ヒアリング審査実施日の前日までに到着すること。）。

8 事業者の選定方法

(1) 審査体制

小樽市職員で構成する「小樽市定額減税不足額給付金給付事業業務委託評価委員会（以下、「評価委員会」という。）」が、別紙2に掲げる評価項目に従って審査を行い、最適提案者を選定する。

(2) 審査方法

評価委員会は、提出書類及び提案者のプレゼンテーション、提案者へのヒアリングにより、評価項目を基に審査し、総合点数に基づき、最適な提案者を選定する。なお、総合点数が同じ場合は、見積価格が低い者から順次上位の順位をつけるものとする。

(3) ヒアリング審査の実施

令和7年5月30日（金）（予定）

発表時間は1事業者につき30分以内（プレゼンテーション15分以内、ヒアリング15分以内）とする。詳細な日時・場所については、後日、通知するものとする。

※ ヒアリング審査の参加人数について、特に制限はないが、概ね1名から4名を想定している。

(4) 評価項目

別紙2「小樽市定額減税不足額給付金給付事業業務委託 公募型プロポーザル選定評価項目及び評価内容」のとおり。

(5) 選定結果

選定結果については、提案者全員に文書により通知し、また、小樽市ホームページにも掲載する。なお、選定結果及び選考の経過についての問合せ、異議申し立てに対しては応じない。

(6) 契約手続等

審査により選定した最適な提案者と協議し、企画・提案内容を反映した仕様書を調整の上、地方自治法第234条に定める随意契約の方法により契約を締結するものとする。

9 企画提案に関する留意事項

- (1) 企画提案書の作成、提出及びヒアリング審査会の出席に係る費用など、審査参加に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (2) 提出された提案書等は、本業務の受託者選定以外には使用しない。
- (3) 提出された提案書等は、審査目的の範囲内で複製することがある。
- (4) 提出された提案書等は、返却しない。
- (5) 応募書類のほかに追加資料の提出を求める場合がある。
- (6) 提案書に虚偽の記載を行った場合、当該提案書を無効とする。
- (7) 受付期間終了後は、提出された書類の差し替えや内容の変更は原則として認めないことから、提案内容について十分検討した上、応募すること。
- (8) 受付期間を過ぎた場合や必要書類が整っていない場合は、当該申請を受理しないものとする。
- (9) 本業務に関して、提案者が1者のみの場合であっても、ヒアリング審査会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定するものとする。
- (10) 提案書は、小樽市情報公開条例（平成18年条例第52号）の規定に基づき開示請求されたときは、開示することにより当該法人又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものその他の同条例第7条各号の不開示情報を除き、開示の対象となる。ただし、企画提案書等の提出及び審査期間中は、同条例第7条第3号又は第5号の規定により、開示の対象としない。
- (11) 審査において知り得た情報（周知の情報は除く。）は、当該目的以外に使用し又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならないものとする。

10 提出先・問合せ先

小樽市 財政部 市民税課（別館2階）

〒047-8660 小樽市花園2丁目12番1号

電話：0134-32-4111 内線241、294

FAX：0134-22-5354

電子メール：siminzei@city.otaru.lg.jp

11 選定のスケジュール

時 期	内 容
令和7年 4月28日(月)	受託事業者募集要領公表(市ホームページに掲載)
令和7年 4月28日(月) ～ 5月23日(金)	応募書類受付 受付締切5月23日(金)午後5時まで
令和7年 4月28日(月) ～ 5月16日(金)	質問受付 受付締切5月16日(金)午後5時まで
令和7年 5月19日(月)	質問への回答期限
令和7年 5月26日(月)	書類審査
令和7年 5月30日(金)午前	プレゼンテーション・ヒアリング審査
令和7年 6月 上旬	結果の通知・公表
令和7年 6月 下旬	契約締結

※ 質問及び応募の受付については、土曜、日曜、祝日を除く。

公募申込に関する提出書類一覧表

提出書類	様式	説明	確認欄
1 企画提案参加申請書	様式第1号		<input type="checkbox"/>
2 提出書類一覧	様式第14号	・本書(様式第14号)の確認欄を記入したもの	<input type="checkbox"/>
3 法人等の概要		・様式自由(ただし、A4版(縦横自由)とする。)	<input type="checkbox"/>
4 企画提案書	様式第2号	・過去に実施した給付金業務及びコールセンターの運営実績の概要についても記載すること。	<input type="checkbox"/>
5 業務実施体制	様式第3号	・業務体制全体図やフロー図(任意様式)も併せて提出すること。	<input type="checkbox"/>
6 見積書	様式第4号	・具体的な積算内訳書を添付すること。	<input type="checkbox"/>
7 使用印鑑届	様式第5号		<input type="checkbox"/>
8 誓約書	様式第6号		<input type="checkbox"/>
9 登記簿謄本(登記事項全部証明書)		・写し可(提案書提出日前3か月以内に発行されたものに限る。)	<input type="checkbox"/>
10 小樽市税に滞納がないことの証明書		・写し可(提案書提出日前3か月以内に発行されたものに限る。)	<input type="checkbox"/>
11 消費税及び地方消費税に係る納税証明書		・写し可(提案書提出日前3か月以内に発行されたものに限る。)	<input type="checkbox"/>
12 決算報告書等		・申請時直近1事業年度の貸借対照表、損益計算書等	<input type="checkbox"/>

※提出部数 正本1部、副本7部(9、10、11については、正本1部のみ)

**小樽市定額減税不足額給付金給付事業業務委託
公募型プロポーザル選定評価項目及び評価内容**

評価項目（合計100点）	配点
1 業務遂行能力について（40点）	
(1) 事業を円滑かつ安定的に遂行できる実施体制であるか 業務内容を理解し、適正な実施体制が整えられるか。	10点
(2) 同様・類似の業務経験は豊富か 国や地方自治体における同様の給付金支給に係る事務及びコールセンター運営経験は豊富か。	10点
(3) 要員の配置・体制について 本事業を実施するため開設する給付金事務センターの運営に必要な要員が確保され、適切な体制となっているか。	10点
(4) 要員教育について 給付金事務センターに配置される要員に対して、業務に係るFAQや事前研修など、必要な教育が行われるか。	10点
2 企画提案内容について（30点）	
(1) 業務設計について 本事業の趣旨を踏まえた適切な業務内容となっているか。	10点
(2) 業務処理に係る期間 給付金事務センターの開設や対象になる市民への通知書等の送付、返送された書類の審査など、本事業の趣旨を踏まえ、速やかに実施できるか。	10点
(3) 提案内容全般について 事業趣旨に合致し、本事業の有効性を高める提案内容となっているか。	10点
3 リスク管理について（20点）	
(1) 個人情報保護及び情報セキュリティに係る対策について 個人情報を含むデータの滅失や漏洩を防止するための対策が適切に講じられているか。	10点
(2) 市民対応について 給付金事務センターでの対応上のトラブルや、緊急時対応に関する基本的な考え方が整理されているか。	10点
4 積算の妥当性について（10点）	
(1) 見積額について 労働者の雇用に係る人件費その他必要な経費が適当かつ妥当な積算となっているか。提案者の見積額に対し、次の式により算出する。 $\frac{\text{（提案者のうち最低見積価格）}}{\text{（当該見積価格）}} \times 10 \text{点}$ ※ 小数点以下切捨て	10点